

市・県民税申告相談のお知らせ

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額等の大事な判定資料となるため、収入がない人でも申告が必要の方は、必ず申告してください。

申告がスムーズに行えるよう関係書類をそろえて今から準備をお願いします。

受付期間／2月7日(木)～3月15日(金)

■所得税・贈与税の申告と納税は 3月15日(金)まで
 ■消費税・地方消費税の申告と納税は 4月1日(月)まで
 ■国民健康保険税の申告は 4月15日(月)まで

1. 申告が必要な方

- ◆平成31年1月1日現在、つがる市に住所を有している方
(住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方)
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代(小作料)、家賃等その他の収入がある方
※収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。
※譲渡所得があった方で税務署への確定申告が不要になった方でも市・県民税の申告は必要です。
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方(あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください)
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください。
 - ①国民健康保険に加入している方
 - ②他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方(扶養している方の氏名、住所等をお知らせください)

2. 申告する必要のない方

- ◆平成30年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方。医療費控除の各種控除を受けない方
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方

3. 申告をしなければならない方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置(7割・5割・2割)がされません。
- ◆所得等に関する証明書(所得証明・課税証明等)が発行されません。

申告相談には次のものをご持参ください

- 認め印
- 収入・経費等の分かる書類
 - ▶営業等・・・「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が計算できる資料
 - ▶農業・・・「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶不動産・・・「収支内訳書」と地代・家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶給与・・・源泉徴収票
 - ▶一時・・・生命保険金等の受取に係る証明書等
 - ▶譲渡・・・売買契約書、特別控除を適用するための証明書等
- 社会保険料控除(国民年金の控除証明書、国保税・介護保険料等の領収書)
- 生命保険、地震保険、個人年金、介護医療等の保険料控除証明書
- 医療費のお知らせ・明細書
- 身体障害者等の手帳
- その他必要と思われる各種証明書
- 所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号のわかるもの
- 所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号のわかるものと通帳の届出印
- マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、お持ちでない方は通知カードおよび運転免許証等(所得税の確定申告書には、毎年マイナンバーの記載が必要となりました)
- 利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号(昨年または一昨年の申告時にお渡ししたもの)

平成31年度からの市・県民税(住民税)主な変更点

平成30年分から、配偶者控除額が納税義務者の合計所得金額(現行所得制限なし)により、次のとおり控除額が変わります。

納税義務者の合計所得金額	控除対象	
	配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用できない。

平成30年分から、配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額が38万超123万円以下(現行38万超76万円以下)となり、次のとおり控除額が変わります。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できない。

市・県民税申告相談日程表

受付時間：8時45分から16時30分（正午から13時までは除きます）

木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階 視聴覚室]

月	火	水	木	金
3月18日以降の所得税確定申告は市役所で受付出来ません。 五所川原税務署へ直接ご相談下さい。			2/7 【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地	2/8 【柏地区】 沖菟・末吉・藤岡 広須・姥島
2/11	2/12	2/13	2/14	2/15
祝日	【柏地区】 上古川・八重崎・玉水	【柏地区】 下古川・鷺坂・稲盛	【柏地区】 小和巻・上派立 小中野	【森田地区】 相野・勝山
2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
【森田地区】 床舞・大館	【森田地区】 森田	【森田地区】 山田・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地	【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地
2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
【川除・出精地区】 蓮川・立花 出野里・芦部岡	【出精地区】 大畑・東林・西林	【出精地区】 生田・兼館・石館 善積・堅固	【出精地区】 夕日岡・出崎・蓮花田 永田・土滝・加納・小田原	【柴田地区】 濁川・中の林 中館・細川・町居田 桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野
3/4	3/5	3/6	3/7	3/8
【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水 駒田・吉見・吹原 南広森・丸山	【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町・出来島	【旧 町】 有楽町・菟中・浮巢
3/11	3/12	3/13	3/14	3/15
【旧 町】 上町・松原	【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地	【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	【旧 町】 横町・清水町 成田団地	【旧 町】 千代町・吉岡下木造

平日の相談が困難な方へ

2月24日（日）、3月3日（日） 9時～16時30分まで 松の館2階で受付

車力地区 [会場：車力出張所]

月	火	水	木	金
2/4	2/5	2/6	2/7	2/8
			車力町・下車力町	
2/11	2/12	2/13	2/14	2/15
祝日	牛瀧町・下牛瀧町		豊富	富菟
2/18				
富菟				

稲垣地区 [会場：稲垣出張所(稲垣ふれあいセンター)]

月	火	水	木	金
2/18	2/19	2/20	2/21	2/22
		千年・再賀 沖善津	吉出・語利 沼館	沼崎・元増
2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
福富・中派立 前村・下派立	野田・楽田 鶴見里	細沼・穂積 野末・家調	繁菟・繁田 船越・下繁田	

昨年までの稲垣公民館から、稲垣ふれあいセンターへ変更となりましたのでご注意ください。

※午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

【申告期間中の問い合わせ先】

- ・松の館（申告相談専用）電話 0173-49-1403（2月7日～3月15日）
- ・車力出張所 電話56-2111（2月7日～2月18日※2月11日除く）
- ・稲垣出張所 電話46-2111（2月20日～2月28日）